

たばこ小売販売業の申請をお考えの方へ(特にご留意頂きたい事項)

近 畿 財 務 局

1. 申請書類

申請書類の配布及び受付は日本たばこ産業株式会社（大阪支社）となります。

2. 事務処理期間

原則として、申請を受理した日の属する月の末日から2ヶ月以内に許可又は不許可の決定を行うよう努めています。ただし、審査内容によっては、決定までにさらに日数を要する場合があります。

(廃業特例の適用、申請書類の補正、休業店調査、低調店調査 など)

3. 許可決定予定日及びホームページ掲載予定日並びに許可者一覧

許可決定予定日及びホームページ掲載予定日並びに許可者一覧については、当局ホームページにて公表しておりますので、申請に際して参考にしてください。

4. たばこ自動販売機を設置する場合（一般小売販売業）

自動販売機によりたばこを販売する場合には、「年齢識別装置（たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置）を装備」し、当該装置を「常時作動させた上で販売」する必要があります。

また、自己の使用の権利のある場所に、「店舗と接して設置」し、「店舗内の従業員のいる場所から自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる」必要があります。

(「店舗」とは、たばこ若しくは他の商品を販売し、またはサービスの提供を対面で行う施設をいい、住宅、事務所、倉庫、工場、自動販売機コーナー等販売を対面で行わない施設は店舗とはみなしません。)

なお、新規で申請される方は、たばこ自動販売機だけを設置した無人での営業はできません。

5. 許可を受けた場合

・登録免許税の納付

許可から1ヶ月以内に登録免許税 15,000 円を納付する必要があります。

・1ヶ月以内のオープン

許可から1ヶ月以内にたばこ小売販売を開始する必要があります。

許可から1ヶ月以内にたばこ小売販売を開始しない場合、許可取消し要件に該当します。

※不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
近畿財務局 理財第2課
06-6949-6368